

# 金沢市商店街活性化戦略推進事業補助金交付要綱

(令和3年3月19日決裁)

改正 令和3年5月31日決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、生活様式の変化や顧客志向の多様化等の様々な社会的課題に対応し、商店街の活性化を推進するため、商店街振興組合等が行う商店街活性化戦略推進事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街振興組合等 次のいずれかに該当する団体をいう。

ア 本市の商店街において小売業、サービス業その他これらに類する事業を営む者により組織される団体で、その構成員の人数が30人以上のもの

イ アに掲げる団体に準ずる団体で、市長が特に認めるもの

(2) 商店街活性化戦略推進事業 商店街の新しい生活様式への対応や活性化を推進するために行う次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 商店街の未来像を描く戦略プランの作成に係る事業

イ 商店街の魅力を広く伝えるホームページ、案内地図、コマーシャル又はバナーフ  
ラッグの作成に係る事業

ウ 商店街の来街客が憩えるベンチ等の設置に係る事業

エ 商店街振興組合等の構成員に対する情報通信技術に関する講習会に係る事業

オ 業務のオンライン化の推進に係る事業

カ 会計のキャッシュレス化の推進に係る事業

キ 共同デリバリー等の導入に係る事業

ク その他商店街の活性化の推進に資すると市長が認める事業

## (補助金の交付)

第3条 補助金は、商店街活性化戦略推進事業を行う商店街振興組合等に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、商店街活性化

戦略推進事業に要する経費として市長が認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、2,000,000円を超えないものとする。

(適用除外)

第6条 補助金は、商店街活性化戦略推進事業に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた商店街振興組合等に対しては、交付しない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年度分からの補助金について適用する。
- 2 令和3年度分の補助金に限り、第2条第2号の商店街活性化戦略推進事業には、商店街の新しい生活様式への対応や活性化を推進するために行う次に掲げる事業を含むものとする。
  - (1) 衛生用品の購入その他の感染拡大防止対策に係る事業
  - (2) 商店街の魅力を広く伝えるプロモーション活動に係る事業
- 3 令和3年度分の補助金に限り、第5条の規定の適用については、同条中「2分の1」とあるのは「4分の3」と、「2,000,000円」とあるのは「5,000,000円」と読み替えるものとする。

附 則 (令和3年5月31日決裁)

この要綱による改正後の金沢市商店街活性化戦略推進事業補助金交付要綱附則第2項及び第3項の規定は、令和3年4月1日から適用する。